所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症など所定の疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費(II)を算定しております。算定の実施状況をご報告いたします。

○算定要件

1, 所定疾患施設療養費(II)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

2. 所定疾患施設療養費(II)と緊急時施設療養費は、同時に算定することはできないこと。

3. 所定疾患施設療養費(II)の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ)肺炎

ロ)尿路感染症

ハ)帯状疱疹

二)蜂窩織炎(令和3年4月改定より)

ホ)慢性心不全の増悪(令和6年4月改定より)

4, 算定する場合にあっては、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。

5. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

6. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

○算定状況:介護老人保健施設 グリーンケア学園木花

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

		R5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6年1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	日数	4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	11
尿路感染症	件数	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	4
	日数	0	0	4	0	2	3	0	0	0	0	0	8	17
帯状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	件数	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	4
	日数	0	10	0	0	1	9	10	0	0	0	0	0	30

令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

		R5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6年1月	2月	3月	合計
肺炎	件数													0
	日数													0
尿路感染症	件数													0
	日数													0
帯状疱疹	件数													0
	日数													0
蜂窩織炎	件数													0
	日数													0
慢性心不全	件数													0
	日数													0